

2025 年 9 月 1 日

ミャンマービジネスサポートデスク 西垣 充

ミャンマーの総選挙について

ミャンマーの選挙管理委員会は、本年 12 月 28 日に第 1 回目の総選挙を実施すると発表しました。対象となる 102 地区を公表しており、その他の地域については順次実施する予定とされています。

今回の総選挙は、2021 年 2 月 1 日のクーデターで国軍が権力を掌握して以来、初めて実施されるものです。国営メディアによれば、ミャンマーでは 55 の政党が立候補の届け出を済ませており、そのうち 9 党が全国規模での議席獲得を目指していると報じられています。

今回の総選挙では、電子投票機を導入することが伝えられており、第 1 回目の対象になる地域住民に対しては、その投票のデモンストレーションに参加する案内が出ている場所も多くあるようです。

第 2 回以降の日程については後日発表される予定ですが、各地で戦闘状態が続く中、実際に選挙を実施できる態勢を整えられるのか注目されています。

国別人材送り出し手数料上限金額を更新

ミャンマー労働省は、海外就労を希望するミャンマー人材を送り出し機関が紹介・育成する際に受領できる国別費用上限 について、更新された金額を発表しました。

日本については、これまでと変更なく、技能実習生が 2,800USD、特定技能が 1,500USD です。一方、タイやシンガポール、マレーシアなどでは上限額が引き上げられ、とりわけ従来ほとんど必要とされなかった韓国向けの手数料が大幅に引き上げられたことが特徴となっています。

また、海外労働許可証(Overseas Worker Identification Card:OWIC)について、8 月に日本向けに送り出し機関を通じて発給された数は、合計で 189 名となっています。(8 月 5 日女性 129 名、8 月 20 日女性 52 名、8 月 29 日女性 8 名)依然として発給数には制限がありますが、今回の送り出し手数料の更新を見る限り、政府としては海外への送り出しを停止する方向性ではないと考えられます。

日本向けの技能実習生の送り出し手数料 2,800USD(内訳:2020 年 8 月ミャンマー労働省通達)

番号	項目	費用
1	日本の監理団体の手数料及び費用	500USD
2	人材管理のため日本出張費用	400USD
3	面接関連費用	300USD
4	Demand Letter、ビザ申請費、翻訳、公証人、書類郵送費用	200USD
5	COE 申請にかかわる書類準備費用	200USD
6	日本語能力 N4 及び職業訓練費用	500USD
7	日本との通信費用	100USD
8	健康診断2回	100USD
9	雑費	100USD
10	送り出し機関の手数料	400USD
合 計		2,800USD

日本向けの特定技能の送り出し手数料 1,500USD (内訳: 2020 年 8 月ミャンマー労働省通達)

番号	項目	費用
1	Demand Letter、ビザ申請費用、翻訳、公証人、書類郵送費用	200USD
2	人材の管理のため日本出張費用（5 年分）	600USD
3	COE 申請にかかわる書類準備費用	200USD
4	健康診断料金(2 回)	100USD
5	送出し機関の手数料	400USD
	合 計	1,500USD

国別送り出し手数料上限金額（ミャンマー労働省 2025 年 8 月更新）

国名	種類/項目	費用	単位	備考
日本	技能実習生	2,800	USD	ミャンマー国内で送り出し機関が受け取れる手数料
	特定技能	1,500	USD	
	3年間の技能実習終了後における再来日（新規エージェント・新規受入企業の場合）	1,600	USD	
	3年間の技能実習終了後における再来日（同一エージェント・受入企業の場合）	200	USD	
シンガポール	Work Permit	2,000	SGD	ミャンマー国内で送り出し機関が受け取れる手数料
	S-Pass	4,400	SGD	
マレーシア		850	USD	USDおよびチャットの合計金額で、ミャンマー国内で送り出し機関が受け取れる手数料
		25,500	MMK	
タイ	タイSSBに該当する企業の場合（ミャンマー側として）	10,000	THB	ミャンマー国内で送り出し機関が受け取れる手数料
	タイSSBに該当する企業の場合（タイ側として）	5,390	THB	タイの受け入れ機関が受け取れる手数料
韓国	E-7(3)Visaのため（ミャンマー側として）	2,100	USD	ミャンマー国内で送り出し機関が受け取れる手数料
	E-7(3)Visaのため（韓国側として）	4,200	USD	韓国の受け入れ機関が受け取れる手数料
その他	関係各国における労働者の基本給の4か月分を上限として、その範囲内で定められた金額			

以上